

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30112	特区名	ながさき海洋・環境産業拠点特区			
提案事項名	研究開発用海洋エネルギー関連発電設備の設置に係る法定手続の簡素化					
提案事項の具体的な内容	実証試験段階の研究開発用潮流発電装置について、電気事業法に基づく装置設置前の工事計画認可(第47条)を工事計画届出(第48条)へ、稼動開始前の主務大臣による使用前検査(第49条)を自主検査である使用前安全管理検査(第51条)へ、それぞれ適用を緩和するとともに、保安規定に基づく電気主任技術者による定期検査を省略する。					
政策課題とその解決策	海洋エネルギーの実用化のために、研究開発段階にある潮流発電について、実海域における実証試験に係る負担を軽減することにより、技術開発の機動性及び開発スピードの向上、開発経費の削減を図る。 規制の緩和が実現し、実証事業がスムーズに実施できた場合、目標に掲げている「県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量」及び「海洋再生可能エネルギー実証プロジェクト実施件数」に寄与するとともに、地元企業を中心とした海洋エネルギー分野の研究開発の推進が図られ、地域における関連産業の拠点形成への波及が期待される。					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能	担当省庁名	経済産業省	担当課名	産業保安グループ電力安全課
	規制法令等	・水力、火力、燃料電池、太陽電池及び風力発電所以外の出力20kWを超える事業用電気工作物の設置に係る工事計画の認可(電気事業法第47条) ・上記電気工作物の使用前検査(電気事業法第49条) ・保安規程に基づく電気主任技術者による定期検査(電気事業法第42条、43条等)				
	規制等の趣旨	・公共の安全を確保するため、電気工作物の工事、維持及び運用を規制するものである。				
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 適用条文について、電気事業法第47条を第48条にした場合、技術基準不適合の場合に工事計画の廃止という不利益処分を受ける可能性があるなど、却って設置者側の手戻りによる負担が増加する可能性がある。また、第49条を第51条にした場合も、自ら検査項目や検査方法を定め、当省の確認を受ける必要があるなど、却って設置者側の負担が増加する可能性がある。それぞれ、第47条、第49条を適用し、当省とともに、手戻りのないように工事計画や検査項目を定める方が、効率的と思料。また、保安規程に基づく電気主任技術者による検査の免除は、公共の安全を確保するために受け入れることは出来ないが、設置者の懸念点である検査間隔等については、研究開発設備としての特性を踏まえた計画を立てることで対応することもできる。				
		—	スケジュール	—		
	指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	電気事業法の適用条文を変更した場合の手戻りのリスクについて了解した。また、届出や自主検査を実施する際の基準の検討に必要な労力を考慮すると、現行法で対応したほうが効率的と判断したため、経済産業省の見解を受け入れる。				
	内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの				
	コメント	経済産業省より、自治体の提案の通りに適用条文を変更した場合、かえって設置者側への負担が増加する可能性がある旨の見解が示され、指定自治体は了解したため、協議を終了する。				